

役員及び評議員の報酬等の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）第5条第13号並びに公益財団法人産業雇用安定センター（以下「センター」という。）定款第14条及び第29条の規定に基づき、センターの役員及び評議員の報酬等の支給の基準について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、次に定める報酬及び費用をいう。
 - ① 報酬とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。
 - ② 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む。)及び手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 センターは、役員等に対して報酬を、次の各号に定めるところにより支給することができる。

- (1) 常勤役員(週3日以上勤務する者でセンターを主たる勤務場所とする者)には、別表1に定めるところにより給与及び賞与を支給する。
- (2) 非常勤役員(常勤役員以外の者)のうち、会長には、別表2に定めるところにより報酬を支給することができる。
- (3) 評議員には、別表3に定めるところにより報酬を支給することができる。
- (4) 非常勤役員及び評議員には、賞与を支給しない。
- (5) 常勤役員には、その任期に応じ、第5条に定めるところにより退職慰労金を支給することができる。
- (6) 非常勤役員には、当該役員の役職、在職期間、センターに対する貢献度等を考慮して、評議員会の決議により退職慰労金を支給することができる。

(給与及び賞与の支給)

第4条 役員の給与及び賞与の支給日、支給方法、控除する額等支給に関する詳細は、職員給与規程に準ずることとする。

(退職慰労金の支給)

第5条 常勤役員の退職慰労金は、当該役員が円満に勤務し退職した場合(死亡による退職を含む。以下同じ。)に、別表4に定めるところにより、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。

2 退職慰労金は、原則として当該役員が退職した日から起算して1月以内に支給する。
(費用の支払)

第6条 センターは、役員等がその職務を遂行するに当たって負担した費用については、請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その額は、職員給与規程に定める額とし、通勤手当の支給については、通勤手当支給基準を適用する。

(公表)

第7条 センターは、この規程をもって、公益法人認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に必要な事項は、理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人産業雇用安定センターの設立登記の日から施行する。

附 則

1 改正 平成26年11月28日 総 第542号 (適用 平成26年12月1日)

附 則

1 改正 平成27年6月24日 総 第330号

2 この規程は、平成27年6月24日から施行し、平成27年6月24日開催の定時評議員会終結後から適用する。

附 則

1 改正 平成28年6月27日 総 第402号 (適用 平成28年7月1日)

附 則

1 改正 2026年6月19日 総 第253号 (適用 2026年7月1日)

別表 1（常勤役員）

常勤役員の給与月額及び賞与額	
(1) 給与月額	
① 本俸月額	理事長 799,000 円 常務理事 745,000 円
② 特別調整手当月額	本俸月額×0.20
(2) 賞与額	
本俸月額をA、特別調整手当月額をBとし、 $\{ A + B + (A \times 0.25) + (A + B) \times 0.2 \} \times \text{各期支給割合}$ (注) 各期支給割合＝一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）第 19 条の 4 第 2 項中及び同第 19 条の 7 第 2 項第 1 号口中「指定職俸給表の適用を受ける職員」に対する支給割合を準用	

別表 2（非常勤役員）

会長の報酬月額	200,000 円
---------	-----------

別表 3（評議員）

各年度の総額が 120 万円を超えない範囲で、評議員会出席評議員に対して 1 日当たり次の額（源泉所得税控除後）を出席の都度、報酬として支給することができる。 議長 30,000 円、その他評議員 20,000 円
--

別表 4（常勤役員の退職慰労金額）

1. 在職期間 1 月につき、当該役員の退職時における本俸月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額を基準とし、これに業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額を支給。
2. 前項の業績勘案率は、1.0 を基準とするが、当該役員の業績に顕著なものがあり、減額又は増額が必要と認められる場合は、評議員会において 0.0 から 2.0 の範囲内で増減を決定する。